

新・町田市交通安全行動計画の策定について

2012年度にスタートしました「町田市交通安全行動計画」の計画期間満了に伴う改定につきまして、このたび、「新・町田市交通安全行動計画」を策定しましたので、ご報告いたします。計画の構成及び概要は、次のとおりです。

第1章 計画の策定にあたって

○計画策定の趣旨

今後も交通事故を減少させていくには、町田市のほか、警察や交通安全協会、地域の各団体など、様々な主体が協力して交通安全の取組を推進することが必要であるため、新・町田市交通安全行動計画を策定するものです。

○計画の位置付け

交通安全対策基本法第26条に定める「市町村交通安全計画」として策定します。

○計画期間

計画期間は、2017年度から2021年度までの5年間です。

○計画目標

めざす姿として「交通事故のない安全安心な町田市」、目標として『交通事故（人身事故）件数の削減』を掲げます。目標の目安として、2021年度の交通事故（人身事故）件数を2016年比10%減の857件とします。

第2章 重点課題

○重点課題の設定・概要

町田市における交通事故の状況や町田市の特性、市民の意識等を踏まえ、各施策を推進するにあたって特に留意すべき視点として5つの重点課題を設定します。

重点課題1 高齢者の交通安全の確保と交通事故の抑止

<ねらい>高齢者を交通事故から守る、高齢者が交通事故を起こさないようにする

重点課題2 子どもの交通安全の確保

<ねらい>子どもを交通事故から守る

重点課題3 自転車の安全利用の促進

<ねらい>自転車を正しく利用する、事故が起きた時のけがを軽減する

重点課題4 二輪車の安全対策の推進

<ねらい>二輪車を安全に運転する、事故が起きた時のけがを軽減する

重点課題5 歩行者への啓発の推進

<ねらい>歩行者が自ら安全確認をする

第3章 具体的施策の展開

○施策展開の方向性

「めざす姿」と「目標」の実現に向けて、交通安全の取組を積極的に進める町田市、警察、交通安全協会と、交通安全の取組に参加・協力する協働団体、地域団体等が連携して取組みを進めます。

○具体的施策

基本方針1 交通安全意識の啓発

市民の交通安全意識が高まり、交通安全行動が定着するよう、様々な主体と連携して交通ルールやマナー等について啓発を行います。

- 基本施策1 対象者に応じた交通安全教育の推進…小学校自転車教室など
- 基本施策2 交通安全啓発の推進…パンフレット、イベント等による周知など
- 基本施策3 地域や関係機関・団体との連携・協力の推進…町内会での啓発など
- 基本施策4 事業者等の安全確保の推進…事業者向け交通安全教室の実施など

基本方針2 道路交通環境の整備

道路の安全性がより高まるよう、道路や交通安全施設等の整備、適切な維持管理を行います。

- 基本施策1 安全な道路の整備…生活道路の新設・改良、幹線道路等の整備など
- 基本施策2 安全性を高める施設等の整備…滑り止め舗装、信号機の整備など
- 基本施策3 自転車利用環境の整備…自転車走行レーン、自転車駐車場の整備など
- 基本施策4 安全を確保する点検の実施…通学路点検など
- 基本施策5 道路の適正な維持・管理…交通安全施設の補修、街路樹の管理など

基本方針3 道路交通秩序の維持

安全に通行できるよう交通規制の実施・強化を図るとともに、交通違反行為がなくなるよう違反者に対する指導取締りを行います。

- 基本施策1 交通規制等の実施…一時停止、速度規制の設定など
- 基本施策2 指導取締りの実施…重大交通事故の原因となる違反の指導取締りなど
- 基本施策3 駐車秩序の確立…駐車違反の指導取締り、放置自転車の撤去など

第4章 今後の取組方針

○継続的な取組方針

「町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会」を年2回程度開催し、施策の取組状況の確認や、活動の改善・見直し、新たな課題に対する検討を行います。

○効果的な確認指標

目標の目安に加えて、施策や成果の実施状況等に関する確認指標を設定し、特に重点課題に関するものについて定期的に確認します。

新・町田市交通安全行動計画（概要）

第1章 計画の策定にあたって

1-1. 計画策定の趣旨

町田市では2012年4月、交通安全に関する計画である「町田市交通安全行動計画」をスタートし、警察や交通安全協会等と協力しながら着実に取組を進めてきました。この間、交通事故件数は減少し続けてきましたが、市民の交通安全に対する不安が払拭されたとはいえません。

変化し続ける社会状況において、今後も交通事故を減少させていくには、町田市のほか、警察や交通安全協会、地域の各団体など、様々な主体が協力して交通安全の取組を推進することが必要であるため、新・町田市交通安全行動計画を策定するものです。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、交通安全対策基本法第26条に定める「市町村交通安全計画」として、第10次東京都交通安全計画に基づいて策定します。

1-3. 計画期間

計画期間は、2017年度から2021年度までの5年間とします。

1-4. 交通事故に係わる状況

本計画は、交通安全対策基本法第26条に定める「市町村交通安全計画」として、第10次東京都交通安全計画に基づいて策定します。

(1) 交通事故（人身事故）件数の動向

町田市における交通事故（人身事故）件数は、2000年の3,254件をピークに年々減少し続けています。2015年に初めて年間1,000件を下回り、2016年には952件（2000年時点の約29%）まで減少しました。しかし、近年は下げ止まりの傾向にあります。

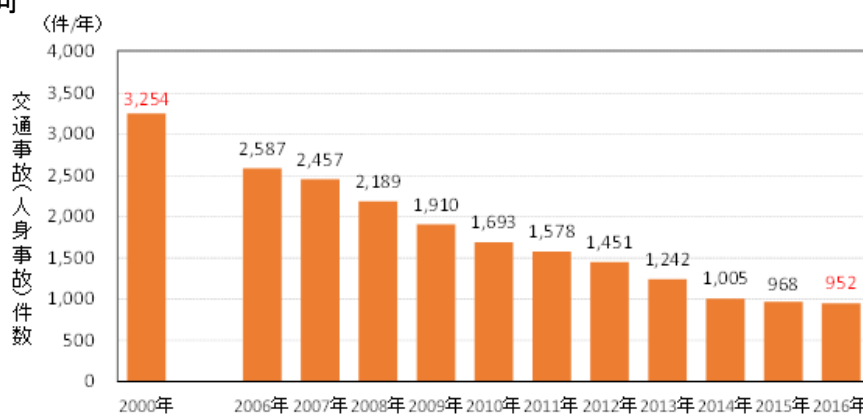


図1 町田市における交通事故（人身事故）件数の推移

(2) 道路交通を取り巻く環境

交通事故（人身事故）件数の減少に向け、道路交通法の改正（飲酒運転等の悪質・危険運転者への罰則規定の強化、高齢運転者の認知機能検査の見直し等）が行われてきています。

1-5. これまでの取組と課題

計画期間は、2017年度から2021年度までの5年間とします。

(1) 目標の達成状況

町田市の交通事故（人身事故）件数は年々減少し、前計画の目標である2016年の第1当事者（事故の過失の重い方）の件数1,180件を2014年に達成しました。2016年は952件まで減少しました。

(2) 施策の進捗状況

前計画の全16施策中、放置自転車への対策については、計画以上に推進することができました。また、子どもや高齢者への交通安全啓発、道路や交通安全施設の整備等の13施策については、概ね計画通りに推進することができました。しかし、自転車のヘルメット普及啓発と関連団体間の連携強化の2施策は、取組を着実に推進したものの、機会・内容の充実、新たな団体との連携といった点において、計画どおり進まないところがありました。

1-6. 計画目標

(1) めざす姿

交通事故の発生件数、死傷者数ともにゼロに近付け、究極的には、『交通事故のない安全安心な町田市』の実現を目指します。

(2) めざす姿の実現に向けた取組の考え方

「めざす姿」に近付くためには、交通事故（人身事故）が減少し続ける必要があります。そこで、『交通事故（人身事故）件数の削減』を目標とし、「市民等の安全意識の向上」「他者へのおもいやり意識の醸成」「安全な道路交通環境の創出」を図るため、「事故を起こさない・事故に遭わない人づくり」、「安全な道路交通環境づくり」の大きな2本の柱に位置付く施策を連携・協働により展開・推進します。

(3) 目標の目安

交通事故（人身事故）が横ばいに近い状況となっていることを鑑み、目標の目安を2021年の交通事故（人身事故）件数を2016年比10%減（857件）とします。

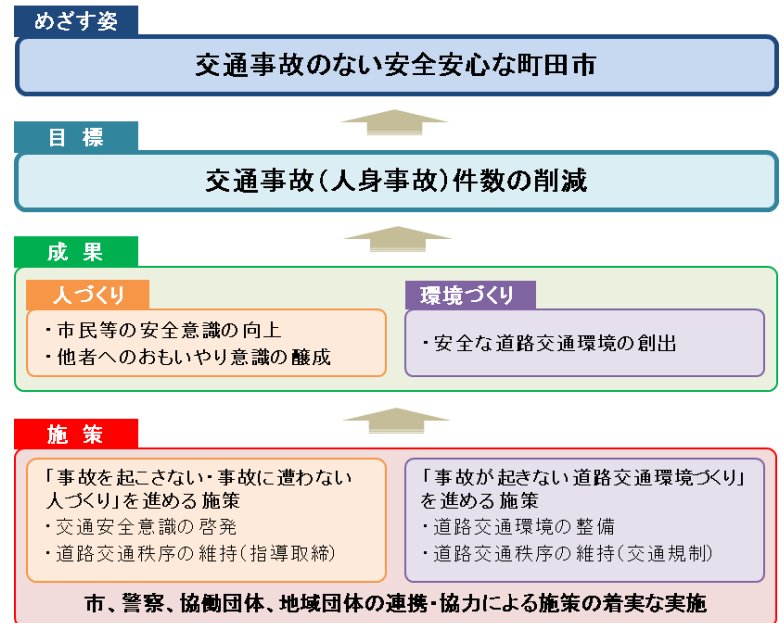


図2 めざす姿の実現に向けたアプローチ

第2章 重点課題

2-1. 重点課題の設定

めざす姿である『交通事故のない安全安心な町田市』の実現に向けて町田市の状況に応じた施策や事業を推進するにあたり、特に留意すべき視点として5つの重点課題を設定します。

2-2. 重点課題の概要（現状と課題）

重点課題	概要
①高齢者の交通安全の確保と交通事故の抑止	【ねらい】高齢者を交通事故から守る、高齢者が交通事故を起こさないようにする ・加齢に伴って身体的機能、認知機能ともに徐々に低下するため、自らの状態を過信せず、道路の横断や自動車の運転等に十分注意する必要があります。また、周囲の人も高齢者に配慮する必要があります。
②子どもの交通安全の確保	【ねらい】子どもを交通事故から守る ・将来的にも交通ルールをきちんと守ることができるようにする必要があります。 ・子どもは他の年齢層と比較すると、特に年齢が低いほど判断力や注意力が劣るため、周囲の大人が子どもの交通安全に一層配慮することも重要です。
③自転車の安全利用の推進	【ねらい】自転車を正しく利用する、事故が起きた時のけがを軽減する ・自転車は、自動車と同じく道路交通法の車両に該当します。 ・免許制度がなく、交通ルールや正しい乗り方などの必要な知識、技術を習得しなくても利用できてしまうため、習得できるようにする必要があります。
④二輪車の安全対策の推進	【ねらい】二輪車を安全に運転する、事故が起きた時のけがを軽減する ・二輪車は、事故が起きた際の身体へのダメージは極めて大きくなる恐れがあるため、事故を回避するための知識・技術の習得や、身体のダメージを軽減するための配慮が特に必要です。
⑤歩行者の安全確認の推進	【ねらい】歩行者が自ら安全確認をする ・歩行者が関係する事故は横断歩道で最も多く起きており、歩行者も安全を確認してから渡っていれば、防ぐことができた事故もあると考えられます。 ・歩行者と運転者とのアイコンタクトなど、歩行者も安全確認を行うことが自分の安全を守るという意識を浸透させていく必要があります。

第3章 具体的施策の展開

3-1. 施策展開の方向性

これまで、交通安全の取組は、道路管理者である市・国・東京都、交通管理者である警察、交通安全を推進する任意団体の交通安全協会が積極的に推進する役割を担い、運輸等の事業者団体、町内会・自治会等の地域団体、さらには学校等と互いに連携・協力して進めてきました。

引き続きこれらの連携・協力を推進しつつ、さらに他分野の施策、団体との連携を強めながら、交通安全活動を推進していきます。

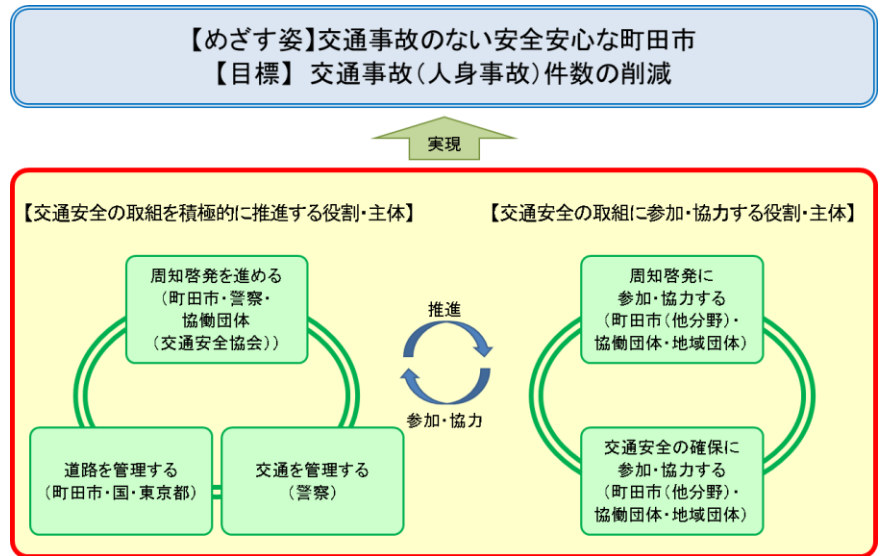


図3 連携による施策の実施イメージ

3-2. 具体的施策

めざす姿である「交通事故のない安全安心な町田市」と、目標である「交通事故(人身事故)の削減」を実現に向けて、各主体が役割を果たしていくためには、推進すべき施策がわかりやすく体系立てて示されている必要があります。

そこで本計画では、交通安全の取組における大きな3つの役割「①交通安全意識の啓発」「②道路交通環境の整備」「③道路交通秩序の維持」を、それぞれ基本方針として設定しました。また、各基本方針の設定の意図や取組内容が明確になるよう、基本施策、個別施策を設定し、内容を段階的・体系的に示しました。

基本方針1 交通安全意識の啓発

現在の交通状況において、運転者が「事故を起こさない」意識を持つことはもちろん、歩行者等が交通ルールを守るだけではなく、「事故に遭わない」意識を持って行動することが、自らを守ることにつながります。そこで、市民が交通安全の重要性に気付いて意識が高まり、交通安全行動が定着するよう、様々な主体と連携して交通ルールやマナー等について啓発を行います。

基本施策1	対象者に応じた交通安全教育の推進	個別施策1 子ども等への交通安全教育の充実 個別施策2 高齢者への交通安全教育の充実 個別施策3 現役世代への交通安全教育の充実 個別施策4 自転車交通安全教育の充実 個別施策5 二輪車交通安全教育の実施
基本施策2	交通安全啓発の推進	個別施策1 交通安全情報の発信 個別施策2 他分野の事業等を活用した啓発活動等の推進 個別施策3 交通安全キャンペーンの推進
基本施策3	地域や関係機関・団体との連携・協力の推進	個別施策1 地域や事業者、協働団体等との連携・協力体制の充実 個別施策2 地域や事業者、協働団体等との連携・協力による啓発活動等の推進
基本施策4	事業者等の安全確保の推進	個別施策1 事業者等の安全確保の推進

基本方針2 道路交通環境の整備

道路交通においては、道路の安全性が確保されていなければ、事故のリスクが必然的に高まります。そこで、道路の安全性がより高まるよう、道路や交通安全施設等の整備、適切な維持管理を行います。

基本施策1	安全な道路の整備	個別施策1 生活道路の改良 個別施策2 幹線道路等の整備
基本施策2	安全性を高める施設等の整備	個別施策1 安全性を確保する施設の整備 個別施策2 交通を制御する施設の整備
基本施策3	自転車利用環境の整備	個別施策1 自転車走行空間の確保 個別施策2 自転車等駐車場の整備
基本施策4	安全性を確保する点検の実施	個別施策1 重大事故発生箇所など危険箇所の点検の実施 個別施策2 通学路点検の実施 個別施策3 地域団体による周辺道路の点検の実施
基本施策5	道路の適正な維持・管理	個別施策1 道路の維持・補修 個別施策2 道路占用の許可・指導

基本方針3 道路交通秩序の維持

道路幅員や周辺の状況等によって、安全に走行できる速度や注意すべき箇所は変わってきます。また、交通ルールを守らずに道路を通行することは、違反者のみならず、他の人の安全も脅かす危険な行為です。

そこで、安全に通行できるよう交通規制の実施・強化を図るとともに、交通違反行為がなくなるよう違反者に対する指導取締りを行います。

基本施策1	交通規制等の実施	個別施策1 交通実態に即した規制の実施 個別施策2 先行交通対策の実施
基本施策2	指導取締りの実施	個別施策1 交通違反の取締りの実施 個別施策2 自転車運転者への交通指導取締りの実施 個別施策3 自動車等の点検・整備の推進
基本施策3	駐車秩序の確立	個別施策1 路上駐車等の抑止 個別施策2 放置自転車の抑止

第4章 今後の取組み方針

4-1. 継続的な取組方針

本計画は、5年毎に改定し、その都度、施策の進捗や目標達成状況の確認、課題の抽出を行います。また、計画の実効性を高めるため、「町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会」を年2回程度開催し、施策の取組状況の確認や、活動の改善・見直し、新たな課題に対する検討を行います。

4-2. 効果的な確認指標

本計画推進の効果を確認するため、2021年の交通事故（人身事故）件数を2016年比10%減（857件）とする目標の目安のほかに、施策や成果の実施状況等に関する確認指標を設定し、特に重点課題に関するものについて定期的に確認します。なお、市民の意識など数値として表れない指標については、市民意識調査等により把握します。